



福岡医発第 2278 号（地）
令和元年 12 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」の周知について

今般、標記の件につきまして福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室より別添のとおり協力依頼がありました。

本補助金は、看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすことを目的に研修の受講費用に対して補助を行うものです。

本会としまして、令和元年 11 月 28 日開催の第 26 回全理事会において本補助金の周知に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、県内の病院、訪問看護ステーション、介護施設には福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室看護職員確保班から直接案内されることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

公益社団法人 福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

福岡県保健医療介護部長
(医師・看護職員確保対策室)



「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」の周知へのご協力について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本県の医療行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、本県では看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を本年度から開始します。

つきましては、下記のとおり案内文を発出したいと考えておりますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 案内先 県内の病院、訪問看護ステーション、介護施設
- 2 送付物 別紙案内文、ちらし

(公印省略)

1 医指第 号
令和元年 月 日

補助対象施設の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室長
(看護職員確保班)

「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

このことについて、本県では看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を本年度から開始します。

つきましては、本年度の当補助金の交付を希望される場合は、下記連絡先宛てに、「施設名」「担当者名」「研修への職員派遣（予定）人数」「研修期間」をメールにてご連絡をお願いいたします。

令和元年12月18日（水）までに、ご連絡をお願いします。ご連絡いただいた施設の方に対して、具体的な手続きをご案内いたします。

当補助金の概要は下記のとおりですが、詳細は別添ちらしをご参照ください。また、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先宛てにメール又は電話にてお問合せください。

記

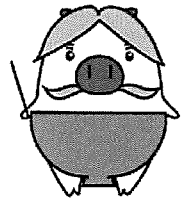
1 当補助金の概要

- ・ 補助対象 特定行為研修に職員を派遣する県内施設（医療機関、訪問看護ステーション、介護施設）
- ・ 対象経費 研修の入学料、受講料
- ・ 補助額 一人あたり基準額（700千円）と実支出額を比較して、低い額に補助率（1／2）を乗じた額

2 連絡先

医師・看護職員確保対策室 看護職員確保班（担当）倉本
TEL：092－643－3276（直通）
E-mail：kuramoto-y9968@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県では、看護師の特定行為研修 修了者の養成を推進しています！



～「特定行為研修推進事業費補助金」を創設しました。～

福岡県では、看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修修了者の養成を推進するため、研修の受講費用に対する補助金を創設しました。

令和元年度に実施する研修に対して受講者を派遣する場合に、当補助金の対象となります。

- ・ 補助対象 令和元年度実施の特定行為研修に職員を派遣する県内施設
(医療機関、訪問看護ステーション、介護施設)
- ・ 対象経費 研修の入学料、受講料
- ・ 補助額 一人あたり、基準額（700千円）と実支出額を比較して、
低い額に補助率（1／2）を乗じた額

○看護師の特定行為とは

特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（※）により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。なお、介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なりますのでご注意ください。

○看護師の特定行為研修とは

厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、講義、演習に「e-ラーニング」（通信による学習）を導入しています。

おおむね4か月～2年間で修了することができます。（指定研修機関や区分別科目により異なります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご参照ください。）

○特定行為研修を受講するメリットとは

特定行為研修を受けた看護師が患者の状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。患者に対するきめ細やかなケアによる医療の質の向上の効果が見込まれています。

○指定研修機関の情報、研修修了者の声について

「看護師の特定行為研修制度ポータルサイト」に掲載されていますので、ご参照ください。

（URL）<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/index.html#>

○Q & A

Q 1 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になりますか？

A 1 対象になります。

Q 2 県外の特定行為研修に職員を派遣した場合も、補助対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 令和元年度の特定行為研修の入学料を前年度に支出した場合、入学料も補助対象になりますか？

A 3 対象になります。

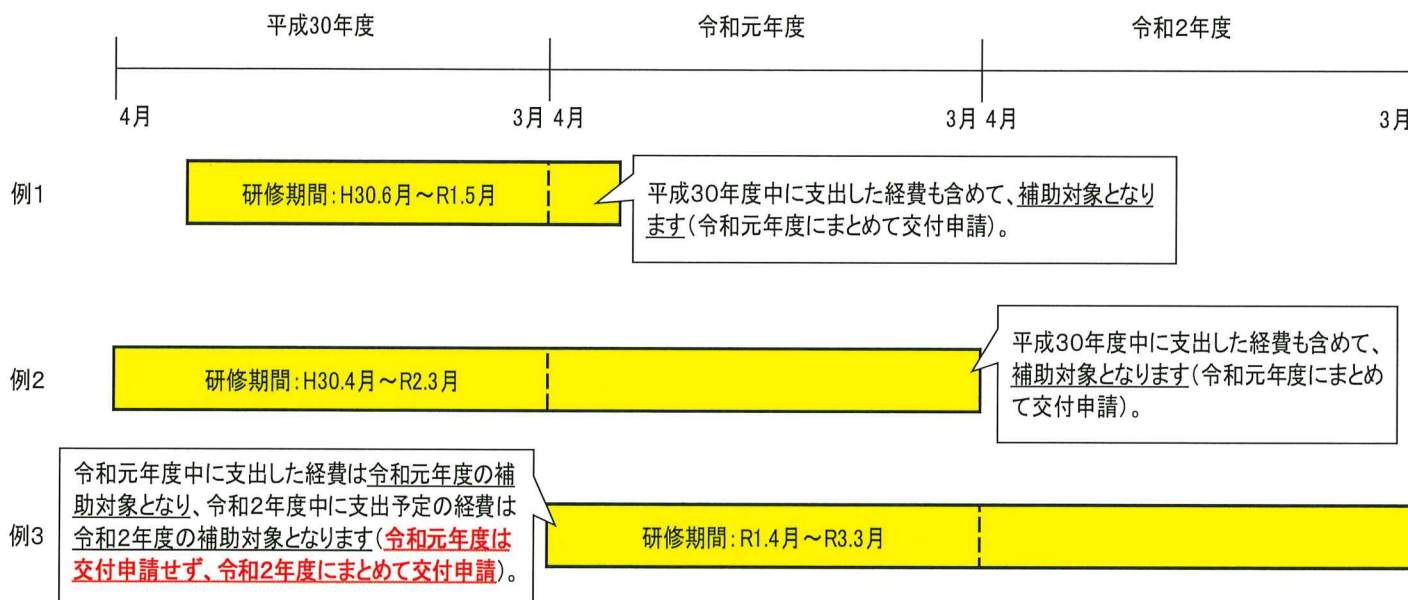
Q 4 平成30年度に特定行為研修を修了した場合も、補助対象になりますか？

A 4 対象になりません。

Q 5 研修期間が、県の会計年度（4月～翌年3月）を超える場合も、補助対象となりますか？

（例：「研修期間が2年間」、「研修期間が6月～翌年5月」など）

A 5 下記の例1～3（令和元年度に交付決定を受ける場合）をご参照ください。なお、詳細は下記「お問い合わせ先」へご連絡ください。



Q 6 研修期間が令和元～2年度の研修を受講した場合、各年に分けて交付申請できますか？

A 6 2回交付申請することはできません。1つの研修に対して、交付申請できるのは1回のみです。

研修期間が2年間にわたる研修については、研修修了日の属する当該年度にまとめて交付申請してください。

Q 7 Q 6 のケースで、令和2年度にまとめて交付申請した場合、一人あたり基準額は倍（700千円×2年）になりますか？

A 7 なりません。研修期間が2年間であっても、1つの研修としてカウントしますので、一人あたり基準額はそのまま（700千円）です。

○お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室

TEL: 092-643-3276 (直通)

E-mail: ishikango@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県特定行為研修推進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、手順書により特定行為を実施できる看護職員の養成・確保を推進するため、医療機関等に対し必要な経費を補助することにより、質の高い医療および看護を提供することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内の病院等の開設者等が自施設の看護職員に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を受講させるものとする。

2 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業実施主体)

第4条 補助事業を実施できる者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしている者とする。

(1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものは除く。）であること。

(2) 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(経費配分の変更が10%を超えない軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更(事業費の10%以上の変更を伴わない軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追

加交付申請等を行う場合には、様式１－２により、知事が別途定める日までに知事に提出するものとする。

（概算払の請求）

第９条 この補助金は、概算払によることができるものとし、事業者が概算払を受けようとするときは、様式２により知事に請求しなければならない。

（実績報告）

第１０条 事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して１月を経過した日（第６条第３号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、当該承認通知を受領した日から１月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに、様式３により知事に報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第１１条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式４により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第１２条 特別の事情により第５条、第７条、第８条及び第１０条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年７月１２日から施行し、令和元年度から令和３年度までの補助金について適用する。

(別表 1)

1 基準額	2 対象経費
受講者 1 人当たり 700 千円	特定行為研修の受講に要する入学金及び授業料（補助事業者が負担した経費に限る。） ただし、上記対象経費にはやむを得ず当該年度以前に支出せざるを得ない経費で当該年度の研修に係る費用を含む。

(別表 2)

番号	特定行為区分
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
4	循環器関連
5	心嚢ドレーン管理関連
6	胸腔ドレーン管理関連
7	腹腔ドレーン管理関連
8	ろう孔管理関連
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
11	創傷管理関連
12	創部ドレーン管理関連
13	動脈血液ガス分析関連
14	透析管理関連
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
16	感染に係る薬剤投与関連
17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
18	術後疼痛管理関連
19	循環動態に係る薬剤投与関連
20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

様式1

番 年 月 号
日

福岡県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金の交付申請について

このことについて、福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 特定行為研修推進事業所要額調書 (別紙1のとおり)
- 3 特定行為研修推進事業計画書 (別紙2のとおり)
- 4 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- 5 誓約書 (別紙3のとおり)
- 6 指定研修機関募集要項
- 7 雇用を証明する書面

様式1（別紙1）

特定行為研修推進事業所要額調書

区 分	病 院 等 名	総 事 業 費	寄 付 金 そ の 他 の 額	差 引 額	対 象 経 費 の 支 定 額	基 準 額		選 定 額	選 定 額	補 助 金 所 要 額
						派 遣 看 護 員 数	計			
		A	B	(A－B) C	D		E	F	G	H
		円	円	円	円	人	円	円	円	円
				0			0	0	0	0

- (注) 1 色つきの欄には入力しないこと。
 2 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 H欄には、G欄の金額に2分の1を乗じた金額を記入すること。（千円未満切り捨て）

特定行為研修推進事業計画書

施設名（ ）

派遣指定研修機関		派遣予定期間		受講予定の特定行為区分	派遣看護職員氏名等	
名称	所在地	入学日	修了日		氏名	登録番号
						合計 名

- 1 受講予定の特定行為区分は、別表から該当する番号を記入すること。複数の特定行為区分を受講する場合は、該当するものを全て記入すること。
- 2 派遣看護職員氏名等の登録番号は、看護師免許証の登録番号を転記すること。

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

福岡県特定行為研修推進事業費補助金の交付申請に当たり、申請者及び下記の役員等(申請者の役員及び当該補助金の交付に係る施設の管理者をいいます。以下同じ。)は、下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県特定行為研修推進事業費補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

役 員 一 覧

役職名	(ふ り が な) 氏 名	性別	住 所 (都道府県名)	生年月日
	()	男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日

※ 役員全員を記載すること。